



|       |  |
|-------|--|
| トピックス | I. 韓国における「代理店取引の公正化に関する法律」について<br>II. ミャンマーにおける卸売および小売事業の規制緩和<br>III. マレーシアにおけるサービス産業に対する外国資本参加と MDTCC<br>ガイドライン |
| コラム   | シンガポール会社法解説(第 16 回)～財務諸表の修正～   |

2018 年  
5 月号

## I. 韓国における「代理店取引の公正化に関する法律」について

執筆者: 金 映珉

### 1. はじめに

韓国において「代理店取引の公正化に関する法律」(以下「本法律」といいます。)が 2015 年 12 月 22 日に制定され、2016 年 12 月 23 日から施行されています。本法律は、当時韓国社会において話題となった「不公正な代理店取引の事案」を踏まえ、既存の「独占規制および公正取引に関する法律」(以下「独禁法」といいます。)のみでは、公正な代理店取引を確保することに限界があるとの議論に基づき、独禁法上の「取引上の地位の濫用禁止」規定をベースに、代理店保護の観点から、代理店取引に関してより具体的な事項を規定しています。2017 年、韓国の公正取引委員会(以下「公取委」といいます。)は、実態調査を行い産業別代理店の現況等を把握しており、2018 年から本法律に違反する行為に対して積極的な調査を行おうとする動きを見せています。

### 2. 本法律の規制内容

#### (1) 適用対象

本法律は「代理店取引」に対して適用されます。「代理店取引」とは、供給業者<sup>1</sup>と代理店<sup>2</sup>との間で、商品・役務の再販売または委託販売のために一定期間継続される契約を締結し、反復される取引をいいます。ただし、次のいずれかに該当する場合には本法律の適用が除外されます。

- (ア) 供給業者が中小企業<sup>4</sup>である場合、または代理店が中小企業でない場合
- (イ) 供給業者が代理店に対して取引上優越的な地位を有していると認められない場合

<sup>1</sup> 韓国の乳業メーカーが、回転率が低い商品の在庫を消化するという目的で、その代理店に対して、賞味期限の近い商品その他当該代理店が注文していない商品の購入を継続的に強制した事例。

<sup>2</sup> 生産または購入した商品・役務を代理店に供給する事業者をいいます。

<sup>3</sup> 供給業者から商品・役務の供給を受けて不特定多数の小売業者または消費者に再販売または委託販売する事業者をいいます。

<sup>4</sup> 中小企業の要件は韓国の中小企業基本法に業種別に定めています(中小企業基本法の施行令 3 条第 1 項第 1 号)。例えば、卸・小売業事業者が中小企業に該当するためには、平均売上高等が 1,000 億ウォン以下であり、かつ、資産総額が 5,000 億ウォン未満でなければなりません。また、親会社(外国会社を含む。)の資産総額が 5,000 億ウォン以上で、かつ、当該親会社が直接または間接的に子会社の持分を 30%以上保有する最大株主の場合、その子会社は中小企業として認められません(中小企業基本法の施行令第 3 条第 1 項第 2 号)。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

(ウ) 加盟事業取引、大規模流通業者と納品業者との取引等

「中小企業」の定義に鑑み、①資産総額が 5,000 億ウォン以上の外国会社が直接または間接的に韓国会社の持分を 30%以上保有する最大株主の場合、その韓国会社は中小企業と認められない点、および②外国会社はその資産総額または売上高に関わらず、中小企業と認められない点には、留意が必要です。

また、本法律は、2016 年 12 月 23 日の施行当時、供給業者と代理店との間で締結された代理店取引契約にも適用されます。ただし、本法律第 5 条(代理店取引契約書の作成義務)および第 11 条(注文内訳の確認要請の拒否または回避禁止)は、同施行日以後最初に締結または更新される契約から適用されます。

(2) 主な規制内容

(ア) 代理店取引契約書の作成および保管の義務付け(本法律第 5 条)

代理店取引契約書には下記の事項をいずれも明記する必要があります。また、供給業者は、代理店取引契約書を代理店との代理店取引が終了した日から 3 年間保管しなければなりません。

①取引の形態、品目および期間、②納品の方法、場所および日時、③商品代金の支払手段および支払時期、④商品の返品条件、⑤営業の譲渡、⑥契約解約の事由および手続、⑦販売奨励金の支払、⑧供給業者が代理店に委託する業務の範囲およびその遂行方法、⑨手数料等その名称を問わず、代理店が供給業者から受領する委託販売の対価

(イ) 禁止される不公正取引行為

本法律は、代理店取引における不公正行為の類型を独禁法上の「取引上の地位の濫用禁止」における類型より具体化および広範化し、公正な代理店取引に係る法規制の実効性を確保するという点で意義があります。代理店取引において禁止される行為は以下のとおりです。

|  |  |
|--|--|
| <b>購入の強制<br/>(本法律第 6 条)</b>                        | 代理店に対し、購入意思のない商品(賞味期限に近い商品、新製品、販売不振商品、在庫品を含む)または役務を購入させる行為   |
| <b>経済上<br/>利益提供の強要<br/>(本法律第 7 条)</b>              | 代理店に対し、経済的利益を提供するよう強要する行為。例えば、供給業者の必要による販売促進イベントの費用負担、給業者が採用・管理する者の人件費負担等                                      |
| <b>販売目標の強制<br/>(本法律第 8 条)</b>                      | 代理店に対して取引に関する目標を提示し、それを達成できないときは、契約の解約や商品の提供を中止する等の意思を示す行為   |
| <b>不利益の提供<br/>(本法律第 9 条)</b>                       | ① 不利益な取引条件の設定または変更。例えば、契約期間中における代理店の意思に反する取引条件の追加、または新たな契約の締結<br>② 履行過程における不利益の提供。例えば、供給業者の帰責事由の有無に問わない返品受領の拒否 |
| <b>経営への干渉<br/>(本法律第 10 条)</b>                      | 代理店の経営に干渉する行為。例えば、代理店の役職員の選任・解任、勤務地域、勤務条件等に係る指示  |
| <b>注文内訳の<br/>確認要請の<br/>拒否または回避<br/>(本法律第 11 条)</b> | 代理店が申込みまたは購入の意思を表示した製品、数量等の注文内訳に関する正当な確認要請に対し、これを拒否または回避する行為   |
| <b>報復措置<br/>(本法律第 12 条)</b>                        | 代理店が紛争調停の申請、違法行為に対する申告または公取委の調査に対する協力等を行ったことを理由として取引の停止または取引量  |

<sup>5</sup> なお、⑧および⑨については、委託販売取引の場合にのみ記載義務があります。

の縮小、その他不利益を与える行為

(3) 制裁規定

| 措置類型   | 違反行為                                    | 制裁の内容  |
|--------|---|--|
| 是正措置   | 本法律<br>第6～12条を<br>違反した場合                | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為の中止</li> <li>是正命令を受けた事実の公表</li> <li>その他違反行為の是正に必要な措置</li> </ul>                                 |
| 課徴金    | 同上                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>法違反行為に係る商品・役務の価額範囲内<sup>6</sup>における課徴金処分</li> </ul>   |
| 刑罰     | 同上・是正措置の<br>命令に従わなかつ<br>た場合             | <ul style="list-style-type: none"> <li><b>2年以下の懲役または1億5,000万ウォン以下の罰金</b></li> <li><b>両罰規定(行為者以外に会社も処罰される)</b></li> </ul>                   |
| 損害賠償責任 | 供給業者が本法律<br>の違反によって代<br>理店に損害を与え<br>た場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>供給業者の代理店が被った損害に対する賠償責任</li> <li><b>前記(2)(イ)における購入強制、経済上利益提供の強要の場合、当該損害額の3倍を超えない範囲で賠償</b></li> </ul> |

3. 申告褒賞金制度の導入

本法律は、施行されてからまだ1年6ヶ月しか経っておらず、公取委のガイドラインのような具体的な指針も公表されていません。また、公取委が本法律の違反を理由として制裁を行った事例もほとんど見当たりませんでした。

しかしながら、2018年1月16日に本法律の改正が行われ、「申告褒賞金制度」が新たに導入されました。「申告褒賞金制度」とは、公取委に対し本法律の違反行為を申告し、かつ、その申告を立証する証拠を提供した者に公取委が褒賞金を支給する制度をいい、2018年7月17日から施行されます。「申告褒賞金制度」が施行されれば、本法律の違反行為に対する申告が活発化され、公取委の代理店取引に対する調査も増加すると見られています。

したがって、韓国でビジネスを展開する日本企業においては、今後本法律および同施行令等の内容を正確に確認し、係る取引が本法律の適用対象であるか、その取引において不公正取引行為が存在していないか、代理店と紛争が発生し得る潜在的な問題がないか等を確認する必要があると考えられます。また、代理店取引契約書の作成義務および3倍の損害賠償制度は、既存の独禁法には存在しなかった新たな制度であることから、特に留意する必要があると考えられます。



キム ヨンミン  
**金 映珉**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[y.kim@jurists.co.jp](mailto:y.kim@jurists.co.jp)

韓国ソウル出身。韓国の成均館大学法学部を卒業し、2008年慶應義塾大学法務研究科に留学。2012年弁護士登録。現在西村あさひ法律事務所にてM&Aその他企業法務全般、韓国関連業務担当。

<sup>6</sup> 違反行為の重大性の程度、期間等を踏まえ、課徴金額を調整。

## II. ミャンマーにおける卸売および小売事業の規制緩和

執筆者: 湯川 雄介、Kyi Chan Nyein、Saw Nyan Htun

ミャンマー政府(商業省)は、従前より外資による貿易業・流通業を原則禁止しつつ、近時、個別の品目(自動車、肥料、種子、殺虫剤、医療機器、建設資材、農業用機器等)ごとに段階的に緩和する政策を採ってきましたが、昨年来、卸売・小売業の外資解禁の方向性が商業省筋より示されていました。

今般、2018年5月11日に、外国企業にも一定の要件の下で卸売・小売事業を認める Notification No.25/2018(2018年5月9日付、「本告示」)がミャンマー商業省より発表されました。本告示は日系企業のミャンマーにおける卸売・小売事業はもとより、貿易業にも大きなインパクトを与える画期的な外資規制の緩和であるため、以下その概要を紹介します<sup>1</sup>。

### 1. 本告示の概要

本告示は、以下の特色を有します。

- ・ 100%外資・合弁・100%内資の全てに卸売・小売事業を許容
- ・ 100%外資・合弁については、投資金額・売場面積等の要件を設定
- ・ 卸売・小売事業を行うためには商業省よりライセンスを得る必要あり
- ・ 販売対象品目の自社輸入が可能な模様

なお、商業省筋によると、本告示は公表と同時にその効力を有しており、本告示に基づく**卸売・小売ライセンスの申請はすでに受付を開始している**とのこととす。

### 2. 規制緩和対象事業(卸売・小売+輸入)

#### (1) 緩和対象事業

本告示により規制緩和の対象となった「卸売」(Wholesale)および「小売」(Retail)は以下のように定義されています<sup>2</sup>。

卸売: 小売業者または製造業者に対する多量の商品の販売(3(b))

小売: 再販目的でなく消費目的で少量の商品を購入する国民に対する商品の直接販売(3(a))

卸売・小売の対象となる販売品目については、「制限・禁止品目を除く」との規定があるものの(4(a))、それ以外の限定は加えられておらず、上記例外を除いてあらゆる品目が販売可能であると思われます。

また、地域による限定は存在せず、どこでも卸売・小売事業が遂行可能とされます(4(b))。

#### (2) いわゆる貿易業の可否

本告示には「輸入が可能」とは明記されていませんが、ミャンマー産品のみならず、「外国から輸入された商品」の卸売・小売も可能との記載が存します(4(a))。また、商業省筋によると、自ら輸入し、その上で販売することも可能とのコメントがなされており、これらに鑑みると、(国内調達品のみならず)**自社輸入および販売(卸売・小売)が本告示により解禁されたものと解することができます**。

これは、**いわゆる貿易業の解禁と評しうる内容であり、極めて画期的な変更です**。

#### (3) 禁止されている事業

##### ① 法令により禁止されている品目の販売

本告示においては、「法令により禁止されている品目」に係る卸売・小売事業が禁止されていますが、具体的にいかなる品目が禁止品目に該当するかは本告示上は明らかではありません。

<sup>1</sup> ミャンマー商業省より公表された同省 2018 年 25 号 Notification についていち早くお伝えするため、その概要を取り急ぎ整理したものであり、随時内容について変更が生じる点にご留意ください。

<sup>2</sup> 括弧内の数字は該当する本告示内の条項です。以下同じです。



- ② コンビニエンスストア・ミニマート事業  
本告示上、100%外資企業および合併企業はコンビニエンスストア・ミニマート事業を遂行できないこととされています<sup>3)</sup>。

### 3. 事業の実施要件等

#### (1) 投資金額要件

本告示においては、一定の初期投資額が卸売・小売事業を行うための条件とされており、その金額は会社の類型および小売業か卸売業かの区別に応じて以下の通りです<sup>5)</sup>。

| (カテゴリー)        | 100%<br>内資会社  | 合併会社                       |                        | 100%<br>外資会社           |
|----------------|---------------|----------------------------|------------------------|------------------------|
| 外資比率           | 0%            | 1%～80% <sup>(注)</sup>      | 81%～99% <sup>(注)</sup> | 100%                   |
| 内資比率           | 100%          | 99%～20% <sup>(注)</sup>     | 19%～1% <sup>(注)</sup>  | 0%                     |
| 初期投資額<br>(卸売業) | 投資可能な額<br>(6) | 200万米ドル以上<br>(5(b)(1)(aa)) | 500万米ドル以上<br>(5(b)(2)) | 500万米ドル以上<br>(5(a)(1)) |
| 初期投資額<br>(小売業) | 投資可能な額<br>(6) | 70万米ドル以上<br>(5(b)(1)(bb))  | 300万米ドル以上<br>(5(b)(2)) | 300万米ドル以上<br>(5(a)(2)) |

また、「初期投資額」の意味については、以下の点に留意を要します。

- ① 「初期」とは、事業開始時の投資金額を指すものと思われませんが、いかなる期間をカバーするかは不明です。
- ② 「投資額」については、以下の事項：
- ・ いわゆる「資本」金額ではなく、販売対象商品に係る金額<sup>6)</sup>であると思われる点に留意を要します。
  - ・ 土地の賃借料は金額にカウントしない点が本告示上明記されています(5)。条文上は「土地」とされていますが、建物賃料も含むものと思われず。
  - ・ 投資額は会社単位ではなく、プロジェクト(店舗)単位で要求されている模様です。
- 上記の諸点については、本告示の文言からは必ずしも明確でない点も少なからずあるため、個別の事案に応じて商業省との折衝が必要になるでしょう。

#### (2) 売場面積要件(929 m<sup>2</sup>以上)

100%外資企業および合併企業は、929 平方メートル未満の売場面積の店舗にて小売事業を遂行できません(9)。

この点、「店舗」についていかなるものを指すのかは本告示からは明らかではありませんが、必ずしもいわゆる路面店に限定されないと解される可能性もあり、倉庫等を活用することによる無店舗型営業・通信販売事業等の実施可能性もあるものと思われず。

### 4. 手続関連

卸売・小売業を遂行するためには、商業省より卸売・小売業に係る許可を取得し同省に登録をすることを要します(係る許可を以下「卸売・小売ライセンス」といいます。)。卸売・小売ライセンスの取得および関連する手続の概要は以下の通りです。

#### (1) 卸売・小売ライセンス取得のための提出書類(7(a))

本告示上、卸売・小売ライセンス取得のための提出書類は以下の通りとされます<sup>7)</sup>。

<sup>3)</sup> ミャンマー投資法に係る MIC 告示(No.15/2017、いわゆる「制限事業リスト」)においても外資によるコンビニエンスストア・ミニマート事業は禁止されています。

<sup>4)</sup> 条文上は、929 平方メートル以上であればこれらは事業遂行可能と読む余地はありますが、商業省筋によると一律不可であるとの理解のようです。

<sup>5)</sup> 出資比率にて 1%～80%とは厳密には 0%超、80%以内を、81%～99%とは 80%超 100%未満を、99%～20%とは 20%以上 100%未満を、19%～1%とは 0%超 20%未満をそれぞれ意味しています。

<sup>6)</sup> 仕入額を想定しているものと推察されます。

- ① 会社登録証(company incorporation certificate)
- ② MIC 投資許可証または MIC エンドースメント証の写し
- ③ 所轄の市開発委員会または管区・州の市開発委員会からの推薦状
- ④ 卸売・小売事業の対象となる商品グループのリスト
- ⑤ 詳細な事業計画(初期投資額、販売場所等)

上記①により、ミャンマーにおいて拠点<sup>7</sup>が設置されていることが前提となるため、卸売・小売ライセンスの申請に際しては、**まず先行して拠点設置が必要**となります。

また、②については、本告示の記載が必ずしも明確ではありませんが、MIC 投資許可または MIC エンドースメントを取得している企業についてのみ求められると解することが可能です。

④、⑤については、現時点については商業省において特定の書式等は用意していないとのことですので、その内容の詳細さも含め、商業省と個別に折衝の上作成することとなるでしょう。

## (2) 事業開始のタイミング

ネピドー/ヤンゴン/マンダレー市開発委員会または所轄の管区・州市開発委員会および local authority が定める日時、場所、店舗数等に従って、開業することを要します(8(c))。

## (3) 輸出入業者登録(Importer/Exporter Registration)

前述の通り、本告示に基づく卸売・小売の対象物品については自ら輸入を行うことも可能であると解される<sup>7</sup>ところ、ミャンマーにおいて輸入行為を行うためには商業省において**輸出入業者登録(Importer/Exporter Registration)を行うことを要します**。

## 5. 登録後の留意点

### (1) 事業者の義務

事業者は以下の一般的な義務を負うものとされます。

- ① 法令の遵守および不正な競争行為の禁止(10)
- ② 納税義務(11)
- ③ 品質・安全基準(7(d))

### (2) 店舗の拡張・新規店舗の開設等

店舗の拡張・新規店舗の開設等を行う場合には、その **90 日前に、商業省への通知を行う必要**があり、その指定に従い拡張・開設が可能とされます(17)。この点、単に通知のみで足りるのか、実質審査がされるのかについては、本告示の規定上は明らかではありませんが、商業省筋によると拡張・新店舗に関する事業計画の提出を想定しているようにも見受けられます。そのため、新設店舗についても投資額要件が課される可能性があり、将来の拡張を見据えて当初より慎重に商業省に確認する必要があるでしょう。

### (3) 商業省による監督(12)

商業省は、本告示の要件、提出された事業計画との適合性等を調査することができ、事業者は協力義務を負います(12)。

### (4) 本告示、法令等に違反した場合

本規定によると、これらの場合には所定の行政罰の対象となる旨の規定がありますが(13, 14)、具体的なペナルティの内容について本告示には規定は存しません。

<sup>7</sup> これらの提出書類は、本告示後に設立(実際には事業開始を意味すると思われる。)された全ての会社に適用されるものでありますが、すでに事業を遂行している 100%ミャンマー会社であって、その初期投資額が 70 万米ドル以上のものについては、本告示の公布後 150 日以内に登録を行えば良いこととされています(7(b))。なお、すでに事業を遂行している 100%ミャンマー会社で、当該金額未満の会社については登録が免除されています(16)。

## 6. 本告示の課題と可能性

### (1) 課題

本告示においては、初期投資額をどのように解釈するか、商業省が事業計画をどのように審査するのか等、規定自体からは必ずしも明確ではない点が少なからず存在します。

そのため、卸売・小売ライセンスの審査の過程において商業省がどの程度の柔軟性をもつかがキーポイントとなると思われる。論点は多岐にわたりますが、例えば以下のようなポイントが挙げられます。

- ・ 初期投資金額のとらえ方(時間的スパン、当初から複数店舗展開する場合の考え方等)
- ・ 「店舗」概念の解釈の柔軟性
- ・ 当初事業計画についてどの程度詳細なものを要求されるか
- ・ 拡張時にどの程度の事業計画(=追加投資額)を求められるか

また、本告示はその内容が大幅な外資規制の緩和であるため、ミャンマー国内の既存業者より反発が生じる可能性も否定できません。そのため、スピード感をもって対応することが必要となるでしょう。

### (2) 可能性

本告示は卸売・小売を問わず面積要件が課されているため、残念ながら小規模小売店舗が自ら参入するのは未だ困難な状況です。他方、広い店舗面積を持つことが問題とならない大規模小売業や、倉庫等を店舗に見立てた事業(通信・訪問販売による小売業、卸売業全般)にとっては、商業省との交渉次第で多様な事業展開ができる可能性を秘めていると言えるでしょう。

また、本告示の表題こそ「卸売・小売」とされていますが、事実上の貿易業の解禁とも捉えることができ、日系商社にとっては大きなビジネスチャンスが生まれたものとも評せます。

## 7. 最後に

本告示は、原則禁止であった外資による輸入・販売事業を認めるものであり、ミャンマー政府の外資規制の一大転換点であると評価し得ます。ミャンマーブームといわれて久しい中、インフラの未成備等により未だ製造業の参入ハードルが十分に下がったとは言えませんが、まずは貿易業・流通業を通じた参入により、日系企業進出の起爆剤となる可能性があります。



ゆ かわ ゆうすけ  
**湯川 雄介**

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表  
[y.yukawa@jurists.co.jp](mailto:y.yukawa@jurists.co.jp)

1998年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013年1月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、法整備支援関連プロジェクトへの関与、ヤンゴン大学での講義の実施等の諸活動に基づき、ミャンマーにおいて広いネットワークを有する。



チー チャン ニェイン  
**Kyi Chan Nyein**

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 フォーリンアトニー  
[kyi.chan.nyein@jurists.co.jp](mailto:kyi.chan.nyein@jurists.co.jp)

2008年ミャンマー上級弁護士資格取得(2013年再登録)、2012年早稲田大学法学部卒業。2014年早稲田大学大学院修了。7年間にわたる日本滞在経験に基づき、日本語が非常に堪能であるほか、各省大臣・副大臣・パーマネントセクレタリー、MIC事務局長その他ミャンマー政府当局高官との折衝等の経験を豊富に有する。



ソー ニャン トウン  
**Saw Nyan Htun**

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 フォーリンアトニー  
[saw.nyan.htun@jurists.jp](mailto:saw.nyan.htun@jurists.jp)

2018年ミャンマー上級弁護士資格取得。2004年モーラマイン大学(B.A.)、2011年アサンプション大学(タイ)(B.S.)、2016年ヤンゴン大学(PGDL)各卒業。労務関連業務を中心として、数多くのミャンマー関連業務を取り扱った経験を有する。

## Ⅲ. マレーシアにおけるサービス産業に対する外国資本参加と MDTCC ガイドライン

執筆者: 吉本 智郎

### 1. はじめに

マレーシアに進出する日系企業の約 50%は製造業であると言われており、サービス業による進出の割合は小さいものとなっています。これは、歴史的にも、サービス業に対する外資規制が厳しかったことが一因となっていますが、近時は、サービス業分野における外資への開放政策もあいまって、日系企業によるマレーシアのサービス業への投資案件も増えてきていると思われる。

本稿では、日系企業がマレーシアのサービス業への進出を考える場合に留意すべき、国内取引・協同組合および消費者省（以下「国内取引等省」といいます。）によるライセンス規制を概説します。

### 2. 本ガイドラインの対象となる事業

国内取引等省は、2004 年の旧ガイドラインを改定する形で、2010 年に、「マレーシアにおける流通取引サービスに対する外国資本参加に関するガイドライン」<sup>1)</sup>(以下「本ガイドライン」といいます。)を発行しています。本ガイドラインは、外国資本が、マレーシアにおいて「流通取引サービス(Distributive Trade Services)」業に参入するにあたってのライセンス規制や、その条件等を定めたものとなっています。

注意すべきは、「流通取引」<sup>2)</sup>という文言が曖昧に定義されており、その結果、卸売業、レストランおよび書店といった専門店を含む広い小売業に加え、物品取引を伴わないサービス業についても、本ガイドラインの射程に含まれるように解される点です<sup>3)</sup>。さらには、国内取引等省は、本ガイドラインとは別に、それまで規制がされていなかった一定のサービス業のリスト<sup>4)</sup>を発表しており、同リストに含まれる、流通業以外の幅広いサービス業についても、本ガイドラインに基づくライセンス規制に服する旨の方針を打ち出しています。

これらの結果、本ガイドラインの適用を気にすべき産業は、広範なサービス業に亘っています<sup>5)</sup>。

### 3. 本ガイドラインで課される義務の概要

本ガイドラインの対象になる場合、主に、以下のような規制が課されます。

<sup>1)</sup> “Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism (“MDTCC”)

<sup>2)</sup> “Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia”

<sup>3)</sup> 「物品やサービスを、サプライチェーンを通じ、再販売を行う仲介業者、または最終消費者に対して供給する全ての活動」といった定義となっています。

<sup>4)</sup> ただし、①製造業者、②マレーシア投資開発庁(MIDA)から国際調達センター(International Procurement Centres)、地域流通センター(Regional Distribution Centres)、事業統括会社(Operational Headquarters)といった地域拠点(Reginal Establishment)としてのステータスを認められた会社、または③石油、医薬品、有毒物、爆発物、農産物といった、特別法に基づいて別途規制される事業については、本ガイドラインの対象から除くとされています。

<sup>5)</sup> “List of Sub Sector on Unregulated Services under Purview of Ministry of Domestic Trade, co-operatives and Consumerism (MDTCC)”。それまで規制がされていなかった分野における外国資本の参入を監督するために導入されたリストであり、広く、キャッチオール的なサービス業も対象に含まれています。

<sup>6)</sup> なお、本ガイドラインは、その名のとおりガイドラインに止まり、直接的な法的拘束力はなく、また、違反に対する罰則も用意されていません。しかしながら、ライセンスは、会社が、事業所ライセンスや、同社で働く外国人に必要なビザ(雇用許可証)を申請する際に必要書類として提示することが求められるため、事実上、間接的な強制力が働く構図となっています。



### 3.1 ライセンス取得義務

本ガイドラインは、流通取引業に外国資本が関与する場合、国内取引等省の承認を得なければならないとしており、当該承認は WRT(“Wholesale Retail Trading”)ライセンスと呼ばれています。「関与」の仕方として、以下のような内容が挙げられています。(1)や(2)の文言はやや曖昧ですが、流通取引業を営む現地企業の過半数の株式を取得する場合には、WRT ライセンスが要求されると解されています。

- (1) 株式の取得
- (2) 外国資本による合併・買収
- (3) 新たな支店・店舗・チェーン店の開設
- (4) 支店・店舗・チェーン店の移設
- (5) 既存の支店・店舗・チェーン店の拡張
- (6) 他の事業者の店舗の買取り・承継
- (7) 流通取引業を行うための不動産の購入(地方政府およびその他の官庁からの流通取引業を行うための承認・ライセンスを取得する前に承認が必要)

当該承認の審査に際し、国内取引等省は、下記の基準を考慮に入れるとされています<sup>7</sup>。国内取引等省は、外国資本による参入が、どのようにマレーシア社会に貢献しうるかを評価しようとしているものと理解され、実務上は、WRT ライセンスの申請にあたって、当該視点において、上手にアピールすることが肝要となります。

- (1) マレーシアの社会・経済発展への貢献度合
- (2) 外資による相当の直接投資が行われるか
- (3) 計画されている業態において、マレーシアの事業者が存在しないか
- (4) 雇用機会の創出
- (5) 技術/スキルの移転
- (6) 事業内容が独自のもの(unique/exclusive)であるか

### 3.2 マレーシアに対する貢献に関する諸義務

さらに、本ガイドラインは、(少なくとも文言上は WRT ライセンス取得の有無とは関係なく)一般に、外国資本が参入した流通取引業の会社に対し、以下の事項を遵守すべきものと定めています。

- (1) ブミプトラの取締役を任命する。
- (2) 経営陣を含む全てのレベルで、マレーシアの人口の人種構成を反映するような雇用構成とする。
- (3) 流通取引セクターにおけるブミプトラ参加を支援するための明確な方針と計画を策定する。
- (4) ハイパーマーケットにおいては、総労働者の少なくとも1%は障害者を雇用する。
- (5) 商品の輸出入においてマレーシアの空港と港の利用を増大させる。
- (6) マレーシアで利用可能な法的業務やその他の専門的業務には、マレーシアの会社を利用する。
- (7) 国内取引等省に対し、年次財務報告書を提出する。
- (8) 地方自治体の条例と規定を遵守する。

(1)および(2)に関連し、以前、国内取引等省に照会したところでは、ブミプトラの取締役および従業員の登用に関する要件は、ハイパーマーケットについては、その設立に係る WRT ライセンスの付属条件としても明示的に課されることは多いものの、その他の流通取引業を営む外国資本に課されることは多くないとの回答を得られたこともあり、WRT ライセンスの付属条件として明示的に同義務が課される場合と、そうでない場合との区別があるということが言えるかと思われます。また、現実的にも、ブミプトラの登用義務について、完全に遵守されているわけではない例も見聞するところです。

<sup>7</sup> ただし、ハイパーマーケット、デパートメントストア、スーパーストアのカテゴリに該当する事業については、明示的には、これらの基準には言及されていません。

いずれにしろ、これらの義務は、全体的に抽象的ではあるものの、会社の人事政策や事業方針にも影響しかねない内容であり、留意が必要です。

### 3.3 その他の義務(最低資本金)

その他、本ガイドラインでは、ハイパーマーケット、デパートメントストア、スーパーストア、スペシャルティストア、その他の流通取引業の各カテゴリに基づき、店舗の営業に関する規制や、周辺環境との関係での義務等、具体的要件が定められています。

このうち重要な義務として、流通取引業に参入する外国資本については、最低資本金として、100 万リンギットを有することが求められる点が挙げられます<sup>8</sup>。この最低資本金の要請は、特に規模の小さいレストラン等の場合には相応の負担となり得ます。

### 3.4 外資出資上限および外資参入の禁止

本ガイドラインは、サービス業分野における外資規制緩和政策を反映する形で策定されたものですが、それでもなお、ハイパーマーケットおよびスーパーストア<sup>9</sup>のカテゴリに該当する流通取引業については、会社の株式の 30%以上をブミプトラ(マレー系マレー人)に保有させるべきことが求められています。

また、以下のような流通取引業については、外資参入は認められないものとされています。

- (1) スーパーマーケット・ミニマーケット(販売エリア 3,000 平方メートル未満)
- (2) 食料品店・一般販売店
- (3) コンビニエンスストア(24 時間営業)
- (4) 新聞販売店および雑貨店
- (5) 薬局(伝統的薬品や乾燥食品を取り扱う)
- (6) ガソリンスタンド(コンビニエンスストアの併設の有無を問わない)
- (7) 常設的なウェットマーケット・歩道店舗
- (8) 国が戦略的利益を有する事業
- (9) 生地屋・共同食堂・ビストロ・宝石店

## 4. WRT ライセンス申請に関する実務上の留意点

### 4.1 所要期間

WRT ライセンスの申請を行う場合、申請者は、自社の各営業所(店舗および倉庫含む)の場所を開示しなければならず、事業拠点に変更がある場合、国内取引等省への通知が必要となります。

WRT ライセンスの付与までに要する時間について、以前国内取引等省に照会したところによれば、国内取引等省による営業所の視察を要さないケースの場合(視察の要否については国内取引等省の判断で決定されます)、国内取引等省が申請書類一式を受領した後に承認を発行するまで、約 3 週間を要するとされています。他方、国内取引等省の視察には約 1 ヶ月程度かかるため、視察を要するケースの場合、承認プロセスは全体で 2 ヶ月程度かかるものとされています。

ただし、マレーシアの行政手続においては、当初想定よりも時間が掛かるケースも多く見られるため、融通を持った計画を立てることが肝要です。

<sup>8</sup> さらに、ハイパーマーケットについては 5,000 万リンギット、デパートメントストアについては 2,000 万リンギット、スーパーストアについては 2,500 万リンギットの最低資本金が求められます。

<sup>9</sup> スーパーストアは、ハイパーマーケットの事業を行っている会社のみが申請することができるとされるため、ハイパーマーケットと同じ外資規制に服することになります。

## 4.2 申請のタイミングと No Objection Letter

外国資本が、流通取引業に属する現地企業の株式を購入し、その結果、過半数の株式を保有することになる場合にも、WRT ライセンスを取得することが求められます。

注意すべきは、申請の時期に関して、株式譲渡契約締結後のタイミングではなく、株式の譲渡が完了(すなわち、クロージング)してからでないと、ライセンスの申請を行うことはできないとされている点です。この運用のため、流通取引業に属する現地企業を買収しようとする外国資本は、理論上、株式譲渡を完了してしまったものの、事後的に WRT ライセンスを取得できないという事態に直面するリスクを抱えることになります。

当該リスクを軽減するため、従前は、国内取引等省が、株式譲渡の完了前に、非公式に、「当該企業に WRT ライセンスを付与することに異議がない」旨を確認する、No Objection Letter と呼ばれる文書を発行する運用が存在していました。このレターは、正式な WRT ライセンスに替わるものではなく、従って、株式譲渡が実行されたのちに改めて申請を行い、WRT ライセンスを取得する必要がある点に変わりはないものの、それでもなお、WRT ライセンス取得の蓋然性を図るうえで、一定の安心材料として働いていた。

ところが、ここ数年、国内取引等省は、No Objection Letter の発行を行わない姿勢を継続的に示しており、No Objection Letter に関する運用に変更があった可能性が推測されます。よって、そのような取引においては、株式譲渡契約の対価の支払いを分割払いとする、対価を当面エスクロー口座に預ける等、WRT ライセンスが万一取得できないリスクをヘッジするための方策を別途講じるべき必要性が従前よりも高まっているといえます。



よしもと ともろう  
**吉本 智郎**

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士  
[t.yoshimoto@jurists.co.jp](mailto:t.yoshimoto@jurists.co.jp)

2007年弁護士登録。2014年4月よりシンガポール事務所に赴任。シンガポール、インドネシア、マレーシアを中心とした東南アジア諸国の M&A、JV、国際商事案件一般、労務、一般企業法務に多く携わる。

## シンガポール会社法解説(第16回)～財務諸表の修正～

シンガポールでは、財務諸表の修正手続の詳細を規定する、Companies (Revision of Defective Financial Statements, or Consolidated Financial Statements or Balance-sheet) Regulations 2018(「本規則」)が2018年4月20日から施行されました。また、ACRAからは、財務諸表の修正手続に関するガイドラインも出されました。今回は、会社法第202A条、202B条および本規則に基づく、財務諸表の修正手続の概要について解説します。

シンガポールの会社の財務諸表は、日本と同様に、取締役会による承認の後、定時株主総会に提出されます。なお、会社法の手続に従い、定時株主総会を省略することができますが、その場合であっても、取締役は、原則として、所定の期間内に、株主等に対して財務諸表を送付する必要があります。また、非上場会社であっても、休眠会社および小会社を除き、会社の取締役は、定時株主総会の14日前までに会計監査を実施させなければなりません。

従前は、株主への送付後または定時株主総会で報告された財務諸表の修正に関する手続が明定されておりましたが、2018年4月20日から、会社法第202A条、202B条および本規則に基づく財務諸表の修正手続に関する規定が適用されることとなります。

まず、会社法第202A条では、財務諸表が会計基準を含む法令に従って作成されていない場合、取締役は、当該財務諸表のうち、法令に違反する箇所およびそれに付随関連する部分に限り財務諸表を修正することが認められます。会社法第202A条および本規則に基づく、修正手続の概要は、原則として、以下の通りです。

- (1) 取締役による、①修正財務諸表が会社の財務状況および業績を正確かつ適切に反映していること、②修正前の財務諸表の日付時点において、会社が期限の到来した債務を弁済できると判断できる合理的な理由が存在したこと、および③その他本規則の定める事由の意見表明
- (2) 監査の実施および監査報告書の添付。なお、会計監査人がいない会社の場合であっても、会計事務所等の会計監査を行うことのできる者を選任する必要があります。
- (3) 取締役会による財務諸表の修正の承認
- (4) 修正財務諸表の承認日から30日以内に株主への通知、および次回の株主総会での報告
- (5) 修正財務諸表の承認日から30日以内にACRAへの登録

また、会社法第202B条では、会社自らが財務諸表を修正しない場合、ACRAが会社に対して財務諸表の内容についての調査を行い、かつ、会社がACRAに対して調査に対する回答を行わない場合またはACRAが会社からの説明に納得しないときには、ACRAは、裁判所に対して、当該会社の財務諸表が法令に従って作成されていないことの確認、および当該会社の取締役に対する財務諸表の修正を命じる判決を求め訴えを提起することができるとされています。

万一、シンガポールの会社の財務諸表が適切に作成されていないことが判明した場合には、これらの手続に従い、適時に財務諸表の修正を行うことが必要になるといえます。

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士

[佐藤 正孝](#)





西村あさひ法律事務所では現在、国内外に14の拠点を設けています。  
国内拠点と海外拠点の密接な連携はもちろん、現地の有力法律事務所との協力体制も構築。  
各国の法律に深く精通したリーガルサービスで、  
海外への事業進出や投資活動を行う日本企業をサポートいたします。

## 国内拠点

### 東京事務所

Tel 03-6250-6200  
03-6250-7210 (弁護士法人  
西村あさひ法律事務所 主事務所)  
Fax 03-6250-7200

### 名古屋事務所



社員 伊藤剛志  
社員 藤井宏樹

Tel 052-533-2590  
Fax 052-581-0327

### 大阪事務所



社員 臼杵弘宗  
社員 井垣太介  
社員 廣田雄一郎

Tel 06-6366-3013  
Fax 06-6366-3014

### 福岡事務所



社員 尾崎恒康  
社員 高木謙吾  
社員 舞田靖子

Tel 092-717-7300  
Fax 092-726-1311

## 海外拠点

### バンコク事務所



代表 小原英志  
タイパートナー\* Jirapong Sriwat

Tel +66-2-168-8228  
Fax +66-2-168-8229  
E-mail info\_bangkok@jurists.jp

### 北京事務所



首席代表 中島あずさ  
代表 大石和也

Tel +86-10-8588-8600  
Fax +86-10-8588-8610  
E-mail info\_beijing@jurists.jp

### 上海事務所



首席代表 前田敏博  
代表 野村高志

Tel +86-21-6171-3748  
Fax +86-21-6171-3749  
E-mail info\_shanghai@jurists.jp

### ドバイ駐在員事務所



代表 中島和穂  
駐在代表 森下真生

Tel +971-4-253-3646  
Fax +971-4-253-3648  
E-mail info\_dubai@jurists.jp

### ハノイ事務所



パートナー 小口光  
代表(ホーチミン) 大矢和秀

Tel +84-24-3946-0870  
Fax +84-24-3946-0871  
E-mail info\_hanoi@jurists.jp

### ホーチミン事務所



代表(ハノイ) 廣澤太郎  
ベトナムパートナー\* Vu Le Bang  
ベトナムパートナー\* Ha Hoang Loc

Tel +84-28-3821-4432  
Fax +84-28-3821-4434  
E-mail info\_hcmc@jurists.jp

### ジャカルタ事務所\*1



代表 Luky Walalangi  
町田憲昭

Walalangi & Partners Rosetini & Partners Law Firm  
Tel +62-21-5080-8600 Tel +62-21-2933-3617  
Fax +62-21-5080-8601 Fax +62-21-2933-3619  
E-mail info@wplaws.com E-mail info\_jakarta@jurists.jp

### シンガポール事務所



共同代表 山中政人  
共同代表 宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@jurists.jp

### ヤンゴン事務所



代表 湯川雄介

Tel +95-1-382632  
Fax +95-1-370949  
E-mail info\_yangon@jurists.jp

### Okada Law Firm (香港)\*2



代表 岡田早織

Tel +852-2336-8586  
E-mail s\_okada@jurists.co.jp

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所  
\*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。